令和２年（ヨ）第３５号
債権者　山口裕子　外６名
債務者　四国電力株式会社

令和３年 8 月 31 日

準備書面（５）

広島地方裁判所民事第４部　御中

債務者訴訟代理人弁護士　田　代　　健

同弁護士　松　繁　　明

同弁護士　川　本　賢　一　代

同弁護士　水　野　絵里奈　代

同弁護士　福　田　　浩

同弁護士　井　家　武　男

目　次

第１　債権者ら準備書面８及び債権者ら準備書面１０について……1

１　地域特性の異なる地震観測記録と比較して本件３号機の基準地震動を過小とする主張について（総論）……1

２　敷地近傍等における地震観測記録と比較することが地震ガイドの規定に適うとの主張について……4

３　債権者らの「予知予測」に関する主張について……6

４　愛媛県地震被害想定調査の結果と本件３号機の基準地震動とを比較する主張について……9

５　住宅の耐震性と本件３号機の耐震性とを比較する主張について……11

６　北海道胆振東部地震等の地震観測記録と本件３号機の基準地震動とを比較する主張について……12

第２　債権者ら準備書面１１について……15

１　損害に関する債権者らの主張が前提を欠くものであることについて……15

２　損害に関する債権者らの主張に理由がないことについて……17

第３　まとめ……20

本書面は，２０２１年７月７日付け債権者ら準備書面８（以下「債権者ら準備書面８」という。），２０２１年７月７日付け債権者ら準備書面１０（以下「債権者ら準備書面１０」という。）及び２０２１年８月１６日付け債権者ら準備書面１１（以下「債権者ら準備書面１１」という。）に関し，債務者の主張を補充するものである。

第１　債権者ら準備書面８及び債権者ら準備書面１０について

債権者らは，債権者ら準備書面８及び債権者ら準備書面１０において，本件３号機の基準地震動が過小であるとして縷々主張するが，多少の言い換えがあるとしても，いずれもこれまでの主張を繰り返すものとなっている。そして，債務者が本件３号機の基準地震動を適切に策定しており，債権者らの主張に理由がないことはこれまでに主張してきたとおりであるから，逐一の反論は要しないが，以下では，念のために必要な範囲で主張を補充する。

１　地域特性の異なる地震観測記録と比較して本件３号機の基準地震動を過小とする主張について（総論）

債権者ら準備書面８及び債権者ら準備書面１０における債権者らの主たる主張は，本件３号機の基準地震動が妥当かどうかは，本件３号機の基準地震動と本件３号機とは地域特性の異なる地震観測記録とを比較することによって判断すべきというものである。同様の主張は，本件申立てに係る審理を通して，繰り返し述べられているところである。

本件３号機の基準地震動は，本件３号機の設計の基準となる地震動として，合理的に予測される規模の地震，すなわち，本件発電所の自然的立地条件に照らして，科学的・専門技術的見地から十分に保守的な想定を行い（自然科学の不確実性を踏まえた上で，その点を保守的に考慮し），それを超え

るようなレベルの地震が生じることは合理的には考え難いレベルの地震を想定し，策定したものであり（令和２年９月１８日付け債務者回答書），これを超える地震動が本件３号機において生じる可能性は無視し得る程度に小さいものとなっている。地震が自然現象である以上，基準地震動を超える地震動が生じ得る可能性がゼロであるとはいえないものの，そのような可能性があるからといって，直ちに，本件３号機の基準地震動が過小である，又は，本件３号機が安全性に欠けるという議論は，何ら具体性を伴わない理論的又は抽象的な可能性を論じることにしかならない。

これに対し，本件申立てのような妨害予防請求においては，将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するものであるから，単に理論的ないし抽象的に危険性が存在するというのでは足りず，人格権侵害による被害が生じる「具体的危険性」の存在が必要である（答弁書「債務者の主張」第３章第４の１（３５頁以下））。

この具体的危険性が存在することについての主張疎明責任は，民事訴訟の原則どおり，債権者らが負うべきであることは答弁書「債務者の主張」第３章第４の４（４３頁以下）でも述べたとおりである。そして，人格権に基づく妨害予防請求権ないし妨害排除請求権を根拠とする原子力発電所の運転差止めを求める仮処分事件は福島第一原子力発電所事故以降，全国で申し立てられており，多くの事件で決定がなされているところ，未だ最高裁判所の判断はなく[1]，確立した判断枠組みが存在するわけではないが，最新の高等裁判所決定であり，本件３号機の運転差止めを求めた仮処分申立事

1　報道によれば，原子力発電所の運転可否を巡る高裁レベルの判断は令和３年３月の時点で１２件（全て住民側の敗訴）あるが，名古屋高裁金沢支部平成３０年７月４日判決といった本案訴訟の判決も含めて，住民側はいずれも最高裁判所に上訴していないとのことである（乙２０６）。

件に係る広島高裁令和３年３月１８日決定は，「現在の科学的見地からして，本件原子炉の運転期間中に本件原子炉の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く，これによって債権者らの生命，身体又は健康が侵害される具体的危険があると認められなければ，本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきであり，この疎明責任は，民事保全事件の原則のとおり，債権者らが負うべきである」と判示し（乙１７６（１４１～１４２頁）），債務者の主張と同様の判断をしている。

また，債権者らは，本件３号機の基準地震動が過小評価であり，そのために債権者らの人格権侵害による被害が生じる具体的危険性が存在すると主張するところ，その具体的危険性の有無の判断においては，本件３号機に係る地域特性を踏まえた上で，科学的・専門技術的知見を踏まえることが不可欠である（答弁書「債務者の主張」第３章第４の３（４１頁以下））。そうであれば，債権者らがなすべき主張疎明も，科学的・専門技術的知見を踏まえたものでなければならないことは明らかである。

これに対し，債権者らは，「本件仮処分の一つの争点は，（中略）基準地震動の策定「結果」が妥当かどうかであって，債務者が如何に詳細な調査などを行ったかどうかという策定「手法」は争点ではない」（債権者ら準備書面８第１（３頁以下）），「基準地震動及びその策定過程で想定された地震動が実際の観測記録において高い水準にあるのか，低い水準にあるのかを判断していくということは司法審査において不可欠な手法といえる」（同第３の１⑶イ（１４頁）），「裁判所はその事実関係についての証拠と自らの経験則に基づいて判断すべき」（同第３の１３⑴（３５頁以下））と主張し，本件３号機の基準地震動と本件３号機とは地域特性の異なる地震観測

記録とを比較して過小であるとの主張を繰り返している。

しかしながら，地震動が地域特性に大きく左右され，震源特性は地震ごとに，伝播特性及び増幅特性は地震波が伝わり揺れとして現れる地点ごとに，それぞれ異なるものであるから，特定の地点における地震動を想定するには，まず，当該地点における地域特性を十分に把握することが不可欠である。そして，その地域特性を十分に把握するためには極めて詳細な調査が必要であり，適切に地震動を評価するためには，把握した地域特性を基に，科学的・専門技術的知見を用いることが必要不可欠なのである。にもかかわらず，基準地震動策定の過程を無視し，最大加速度の数値のみをもって，本件３号機の地域特性とは全く異なる地点の地震観測記録と比較し，裁判官「自らの経験則」によって判断すべきとの債権者らの主張は，およそ科学的・専門技術的な知見からはかけ離れたものであるから，本件３号機の基準地震動が過小評価であることについて，何ら主張疎明したことにはならない。

したがって，地域特性の異なる地震観測記録と比較して本件３号機の基準地震動を過小とする債権者らの主張は，失当である。

２　敷地近傍等における地震観測記録と比較することが地震ガイド[2]の規定に適うとの主張について

(1)　債権者らは，地震ガイドＩ．５．２(4)の「基準地震動は，最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する」との規定（乙６７（９頁））を根拠に，実際の地震観測記録と比較して基準地震動の妥当性を検証すべきとの自らの主張が正当であるかのように主張する（債権者ら準備書面８第３の１(2)（１１頁以下），

2　基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原子力規制委員会，平成２５年６月）

同２(3)（２６頁以下）等）。

しかしながら，債権者らの主張は，「震源近傍等」の「等」とは，「広く我が国」を指すとして，地域特性に関係なく，本件３号機の基準地震動と広く我が国で観測された地震記録とを比較すべきというものであると解される（債権者ら準備書面２第１の９（１８頁以下））ところ，同規定は，地域特性等を踏まえて考慮すべき震源近傍等の地震観測記録との整合性を確認するよう求めるものであって，地域特性の全く異なる，ありとあらゆる地震観測記録との整合性の確認を求めるものではないから，債権者らの主張に理由がないことは，債務者準備書面（２）第２の７（３６頁以下）で述べたとおりである。

(2) 債権者らは，債務者が，本件３号機の基準地震動と世界の長大断層で発生した地震における断層近傍の地震観測記録との比較を実施し，原子力規制委員会の審査を受けた（乙５５（１９６～２０７頁））ことについて，「国外の長大断層の観測記録を調査するという行為と，債務者の「地域差があるから南海トラフ地震に係る想定地震動と国内の観測記録との対比は相当でない」とする主張は相反する」とも主張する（債権者ら準備書面８第３の７(2)（２９頁以下））。

しかしながら，地震ガイドＩ．５．２(4)の規定は，主語が「基準地震動」であることからも明らかなように，策定した基準地震動の妥当性を確認することを求めるものであって，債権者らが主張するように検討用地震の一つ一つを地震観測記録と比較するよう求める趣旨のものではない。また，債務者も南海トラフの巨大地震の評価結果と他の地点での地震観測記録とを比較検証する手法自体を否定しているわけではなく，地域特性を考慮せずに観測された最大加速度だけで比較するようなことが相当

ではないと主張しているのである。

そして，債務者は，本件３号機の基準地震動と震源近傍の観測記録とを比較検証するに当たり，地域特性を適切に考慮した上で，適切な比較を行っている。すなわち，本件３号機の基準地震動の基礎となる地震動評価が長大な横ずれ断層である敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）によるものであること，実際に地震を起こした長大な横ずれ断層の震源近傍での観測記録は世界的にも稀であることを踏まえ，海外の地震観測記録を用い，さらに，本件３号機の敷地が固い岩盤であることを踏まえ，岩盤地点での地震観測記録と比較しているのである（乙５５（２０７頁））。債権者らは，国外の地震観測記録が地震ガイドでいうところの「震源近傍等で得られた観測記録」とは直ちには認めがたいと論難するが，地震ガイドの規定は国外の記録を排除するものではないし，債務者は，本件３号機及び比較対象の地震観測地点の地域特性を考慮した上で比較したのであるから，その検証方法は，まさに地震ガイドの規定に適うものといえる。

したがって，債権者らの主張は理由がない。

３　債権者らの「予知予測」に関する主張について

(1)　債権者らは，本件３号機において基準地震動を策定することが，将来にわたり本件３号機には基準地震動の最大加速度以上の地震動がもたらされないことを予知することと同じであるかのように主張し（債権者ら準備書面８第３の１(4)（１５頁以下）），「予知予測」は不可能であるにもかかわらず，基準地震動策定にあたっては「債務者ができもしない地震の予知予測をできると称して行っていることを自白している」と主張する（同(5)（１６頁以下））。

しかしながら，債権者らが用いる「予知予測」という文言と債務者が策定した基準地震動の基礎となる地震動評価とでは意味内容が全く異なるものであるところ，これらを同じ意味内容であるかのように主張することは，いたずらに議論を混乱させるだけであり，妥当ではない。

そもそも，債権者らが「予知予測」という文言をどのような意味で用いているのかは明確にされてはいないが，これまでの主張を踏まえると，大規模地震対策特別措置法[3]（以下「大震法」という。）が前提としている地震予測と同様のものであると考えられるところ，大震法が前提としている地震予測と基準地震動の策定とが全く別物であることは，債務者準備書面（１）第２の１(2)ウ（２０頁以下）で述べたとおりである。

大震法が前提としている地震予測が意味するところは，「地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する」（甲４３（１５頁））ことであるのに対し，南海トラフの巨大地震に関する債務者の評価は，時期を予測するものでないし，場所は南海トラフ全域を想定し，規模についても現在の科学的知見のもとで合理的に考えられる最大規模の地震を想定しているのであるから，これ以上の不確定要素は限りなく小さく，これを前提とした地震動を超える地震動が本件３号機にもたらされる可能性がゼロではないとしても，無視し得る程度のものであると考えて何ら不合理はない。債権者らの主張が，本件３号機において基準地震動を超える地震動がもたらされることのないこと，つまり，その無視し得る程度の可能性すらないことの疎明を求めるものであるなら，それは絶対安全を求めるものであって，現代の科学技術の利用に関する基本的な理念を否定する不合理なものである。

3　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）

したがって，債権者らの主張に理由はない。

(2) 債権者らは，大震法が前提としている確度の高い地震予測ができないとの知見は，平成２９年９月の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（甲４３）で初めて明らかになったかのように主張する（債権者ら準備書面８第３の１(5)（１６頁以下），債権者らの２０２０年９月８日付け裁判所からの釈明への回答（７頁以下））。

この主張に対して，債務者は，地震を予知できないということは当然の事実である旨指摘した（債務者準備書面（２）第２の１（２７頁以下））ところではあるが，以下に述べる事実からしても，債権者らの主張に理由がないことは明らかである。

すなわち，債権者らは，地震予知ができないことを甲４３が公表された平成２９年９月になって初めて知ったとするが，それより以前の平成２５年５月の段階で「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」が，「現在の科学的知見からは地震の規模や発生時期を高い確度で予測することは困難である。」ということを結論付けている（乙１３２（６頁））。平成２９年９月の報告（甲４３）は直近の研究成果を踏まえて報告したものではあるが，債権者らがいうところの予知予測ができないという内容は，乙１３２を踏襲したものであって，平成２９年９月まで知り得なかったことを前提とするのは誤りである。また，債権者らがいうところの予知予測ができないのは当然という債務者の指摘に対して，債権者らは国が平成２９年９月までは可能であると考えていたかのように述べるが，あくまで，大震法が地震予知を前提としていたのは，南海トラフの東端にあたる領域で発生すると考えられている東海地震に

ついて，「その発生場所と規模が特定され，時期的にいつ起きてもおかしくない状況にあると考えられてきたことに加え，前兆現象を伴う可能性があること」などから，「日本で唯一直前予知の可能性がある地震と考えられて」いたものであって（乙２０７），国がいかなる地震についても確実な予測（地震予知）が可能であることを前提としたものではない。また，国際的な学術評価においても，一般論としても，債権者らのいうところの予知予測が困難とされていることは平成２５年５月の報告書で指摘されている（乙１３２（３頁，７頁））。そして，地震予知が困難であるからこそ，債務者は，基準地震動の策定にあたって，決定論的に，地震が発生することを前提として最大規模の地震を想定した評価を行っているのである。

したがって，地震の予知ができないということは，いわば公知の事実であるところ，債権者らの主張は，大震法の内容，地震予知に関する国の考え方，専門家らの評価等を正解しないものであって，理由がない。

4　愛媛県地震被害想定調査の結果と本件３号機の基準地震動とを比較する主張について

(1)　債権者らは，伊予灘地震における本件発電所での地震観測記録とＫ－ＮＥＴ八幡浜観測地点での地震観測記録との比較，愛媛県地震被害想定調査（甲４０）で想定されている八幡浜市における加速度の最大値，さらには債務者が南海トラフの巨大地震モデルに加えて敷地直下にＳＭＧＡを配置している点を踏まえ，本件発電所において，８２５ガルの地震動が想定されるかのように主張する（債権者ら準備書面８第３の２(1)ウ（２１頁以下））。

しかしながら，愛媛県地震被害想定調査で示されている八幡浜市の想

定加速度（２０７７ガル）は，八幡浜市全域の多数の地点で想定される地震動の中のある特定の地点での最大加速度が示されたものであり，その地点とＫ－ＮＥＴ八幡浜観測点とが同一であるかどうか，異なる場合に，２０７７ガルの最大加速度が想定される地点の地域特性（特に地盤の増幅特性）がどういうものかについて，債権者らは全く明らかにしていない。これまで繰り返し述べてきたとおり，地震動は地域特性の影響を受けるため，地震動の大きさを比較するには観測地点又は評価地点の地域特性の考慮が不可欠であるにもかかわらず，地域特性を全く考慮せずに伊予灘地震における本件発電所での地震観測記録とＫ－ＮＥＴ八幡浜観測地点での地震観測記録とを比較し，その比率をもって，本件発電所で想定される地震動の加速度と八幡浜市で想定される最大加速度とを比較することは，不適切で全く意味がない。また，債務者が設定した震源断層モデルの場合に八幡浜市で３０００ガルの地震動が想定されるというのも全く根拠がない。

したがって，債権者らの主張に理由はない。

(2) また，債権者らは，愛媛県地震被害想定調査において，「伊方町全域にわたって少なくとも２５５．５ガル以上の地震動が到来すると予測されている」として，債務者が南海トラフ地震で想定する地震動が過小であるかのように主張する（債権者ら準備書面８第４の１(2)ウ（４９頁以下））。

しかしながら，債務者による想定が詳細な調査に基づいて本件発電所の敷地の地盤特性を把握して評価を行ったものであるのに対し，愛媛県地震被害想定調査（甲４０）における想定では，本件発電所の敷地付近ではボーリングデータに基づいて地盤条件が設定された地点はないなど，債務者の評価のような精度の高いものではなく，地盤条件の設定に違い

があることは明らかである。本件３号機の基準地震動と愛媛県地震被害想定調査の想定とを比較する際に，このような地盤条件の違いを考慮せずに地震動の大きさを単純に最大加速度のみで比較する債権者らの主張に理由がないことは，債務者準備書面（１）第２の２（１）ア（イ）（３０頁以下）で述べたとおりである。

5　住宅の耐震性と本件３号機の耐震性とを比較する主張について

債権者らは，本件申立ての訴訟物からすれば耐震性に関しては「実耐力を問題とすべきは当然」であると主張し，債務者が各機器の実耐力を定量的に示していないことが問題であるかのように主張する（債権者ら準備書面８第３の１３(2)（３７頁以下））。

しかしながら，債務者は基準地震動を適切に策定しているのであるから，これに対する耐震安全性が確認できれば，本件発電所は地震に対する安全性が確保できるところ，債権者らの主張は，本件３号機において基準地震動を上回る地震動が生じる具体的危険性を何ら主張疎明することなく，これを所与の前提とした上で本件３号機の実耐力について縷々議論するものであり，債権者らの人格権侵害の具体的危険性との関係においては意味をなさないのであるから，債権者らの主張に理由はない。

この点，債権者らは，債務者が本件３号機において基準地震動を上回る地震動が生じる具体的危険性の疎明を債権者らに求めるのは，「不可能とされている「具体的な地震動の予知予測をせよ」と求めるに等しい」とも主張する（債権者ら準備書面８第３の１５（４４頁））が，本件申立ては本件３号機の基準地震動が過小であることを理由とするものであるから，それが過小であると疎明することが不可能なのであれば，当然ながら，本件申立てに理由はないということになる。

ちなみに，構造強度評価における本件３号機の各設備等の実耐力は，評価基準値に対して，少なくとも，建物・建築物で約２倍，機器・配管で約１．５倍の裕度を確保していると考えられる[4]（乙１１５（７～８頁））ことは，令和２年１０月１２日付け債務者回答書で述べたとおりであり，機器の動的機能についても適切に評価し，耐震安全性を確認していること，そして，その評価基準値に余裕が確保されていることについては債務者準備書面（２）第２の１５（４８頁以下）で述べたとおりである。また，債権者らは，債務者が本件３号機のクリフエッジをどういう意味と捉えているのか疑問である旨指摘する（債権者ら準備書面８第３の１３(2)（３７頁以下））が，クリフエッジの意味するところは，上記回答書で述べたとおりである。

６　北海道胆振東部地震等の地震観測記録と本件３号機の基準地震動とを比較する主張について

(1)　債権者らは，債務者準備書面（３）第２の５(2)（１３頁以下）及び同(3)（１４頁以下）における債務者の主張に対し，北海道胆振東部地震において震央近くの観測地点で１３０ガルの地震動しか観測されなかったことや，十勝沖地震において震源から遠く離れた内陸部で大きな地震動を観測している地点があるからといって，本件３号機の基準地震動を正当化する根拠となり得ない旨主張する（債権者ら準備書面１０の５（６頁以下））。

しかしながら，債務者が主張したのは，地震動の大きさは各地点の地

4　債務者準備書面（１）第１の３（１２頁以下）でも述べたとおり，構造強度評価においても，評価基準値自体が保守的に設定されている（例えば，鉄筋コンクリート造耐震壁の評価基準値（２．０×１０$^{-3}$）は，終局せん断ひずみ（実耐力）に係る実験結果を踏まえて設定された値（４．０×１０$^{-3}$）に２倍の裕度を設定したものであるが，終局せん断ひずみ（実耐力）の４．０×１０$^{-3}$という値自体が，実験結果のばらつきを考慮して保守的に設定された下限値である。）。

域特性が影響しており，債権者らの摘示する地震で観測された地震動の最大加速度と本件３号機の基準地震動の最大加速度とを単純に比較しても意味がないということであって，債権者らの主張は，債務者の主張を正解しないものであるから，理由がない。

(2) さらに，債権者らは，「本件原発敷地には６５０ガルや１８１ガルを超える最大地震動を超える地震動を観測した地点のいずれとも異なる地域特性，地盤特性が存在すること」を債務者において立証（疎明）すべきと主張するとともに，「本件原発敷地の地域特性，地盤特性が地震動を低める方向に及ぼす影響はマグニチュード，震源の深さ，震央までの距離という要素を凌駕するほどのものであることが必要」と主張する（債権者ら準備書面１０の５（６頁以下））。

しかしながら，主張疎明責任の所在はともかくとして，債務者は，本件３号機の地域特性を踏まえた上で，本件３号機の基準地震動を適切に策定していることの主張疎明を，答弁書をはじめとする債務者準備書面及び債務者提出の疎明資料を通じて尽くしている。また，基準地震動の策定及び原子力規制委員会での審査に用いたさまざまな資料及びデータについては，原子力規制委員会のウェブページでも公開されているし，本件申立てにおける審理においても，疎明資料として多数提出されているところであるから，債権者らにおいて，本件３号機における地震動評価において用いたパラメータ（地域特性）に不合理な点があれば，そのことを債権者らにおいて主張疎明することは容易である。それにもかかわらず，自らの主張疎明責任を果たすことなく，その責任を債務者に転嫁し，債務者が把握した本件３号機の地域特性が正しいことについて，更なる主張疎明を求める債権者らの主張は，著しく公正さに欠ける不合理なも

のである。

そもそも，債権者らの主張は，あらゆる地震観測地点の地域特性を把握して，本件３号機の地域特性との比較をしなければ基準地震動を策定できないというのに等しいが，全ての観測地点の地域特性を逐一詳細に把握するのはおよそ不可能であり，そのような手法は，学術的に求められているものでもなければ，原子力規制委員会の規制基準において求められているものでもない。こうした不可能を求める債権者らの主張は，結局のところ，絶対安全を求めるものであるということはこれまで指摘してきたとおりであって，この点においても不合理である。

(3) 上記(2)の点は措くとしても，債権者らが摘示する地震においても，同じ地震（震源特性が同じ）であっても，観測地点ごとに加速度の差が生じる事実は，債務者準備書面（４）の図１～図４からも明らかである。特に図４からは，近傍にある（伝播特性がほぼ同じであることが推測される）観測地点であっても，硬質岩盤サイト（地表付近のＳ波速度が２０００ｍ／秒を超える観測地点）で観測した加速度が１５０ガル程度であるのに対し，別の観測地点では１０００ガルを超える加速度を観測していることが確認できる（この観測地点は，Ｋ－ＮＥＴの広野観測点であるが，防災科学技術研究所が公開している土質データによると，地表から地下１０ｍまでのＳ波速度が，１００～５７０ｍ／秒とされており，硬質地盤サイトの地盤の４分の１程度以下となっている。）。これを見れば，地域特性のうち，地盤の増幅特性だけでも大きな加速度の違いが生じ得ることが推測されるのである（もっとも，債務者準備書面（４）の２(3)（８頁以下）でも述べたとおり，局所的な伝播特性の違いが影響している可能性も否定はできないが，いずれにしても地域特性によって地震動に大

きな差が生じることは明らかである。）。

したがって，債権者らの主張に理由はない。

第２　債権者ら準備書面１１について

１　損害に関する債権者らの主張が前提を欠くものであることについて

(1)　本件申立ては，人格権に基づく妨害予防請求として本件３号機の運転差止めを求めるものであるところ，債権者らの請求が認められるには，上記第１で述べたとおり，その運転により債権者らの生命，身体又は健康が侵害される具体的危険性があるということを債権者らが主張疎明しなければならない。そうすると，債権者らの主張する人格権の侵害があるといえるためには，その前提として，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故を発生させる具体的危険性があるということが主張疎明されなければならない。

しかしながら，債権者らが主張する，本件３号機における基準地震動が過小であるという事実がないことは，債務者において，これまでに詳細に主張疎明してきたとおりであり，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生し，それによって債権者らの人格権が侵害される具体的危険性は認められないのであるから，上記事故が発生することを前提とする被害に関する債権者らの主張は理由がない。

(2)　仮に，本件３号機の基準地震動を超える地震動が生じたとしても，本件３号機には耐震安全上の余裕があることから，直ちに安全上重要な機器や重大事故に対処するための機器の機能が失われ，本件３号機の安全性が損なわれるわけではない（本件３号機に耐震安全上の余裕があることについては，答弁書「債務者の主張」第３章第７の２(4)ウ（２３１頁以下）及び「申立ての理由に対する認否」第７の５(2)（３１２頁以下），債

務者準備書面（１）第２の２（１）ウ（ウ）（４３頁以下）等で述べたとおりである。）。

また，本件３号機については，現在，定期検査中であるところ，並行して特定重大事故等対処施設の設置を進めており，次に運転を再開する際には同施設が完成し，運用を開始していることになる。この特定重大事故等対処施設については，原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないようにするほか，原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有することが求められている（設置許可基準規則[5]４２条）。そして，特定重大事故等対処施設の耐震性については，「設計基準における措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等により，基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること」が求められている（設置許可基準規則の解釈[6]３９条４項）。債務者は，特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行い（乙３４（８－１０－１５２頁以下）），原子力規制委員会の審査を経て（つまり，特定重大事故等対処施設が基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めたものであることの確認を受けた上で（乙２０８（１５～１６頁））），原子炉設置変更許可を得ている（乙２０９）。さらには，万が一，炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合にも備えて，放射性物質の拡散を抑制するための対策も講じている（答弁書「債務者の主張」第３章第９の３(2)ウ（２７１頁以下））。

5　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）

6　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成２５年６月原子力規制委員会決定）

このように，新規制基準のもとでは，福島第一原子力発電所事故を踏まえ，放射性物質を環境へ大量に放出する事態が生じないよう，さらには環境への影響を抑制するよう様々な対策を講じているところ，債権者らは，もっぱら基準地震動が過小であるとの主張に終始し，本件３号機においていかなる機序を経て放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生する具体的危険があるかについて十分な主張疎明を行っていない。最新の上級審の判断を踏まえても，こうした事態についての疎明責任が債権者らにあることは上記第１の１で述べたとおりである。

したがって，本件３号機の基準地震動を超える地震動が本件３号機にもたらされると仮定したとしても，債権者ら準備書面１１における債権者らの主張は，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生する具体的危険性が存在するという前提を欠くものであって，理由がない。

2　損害に関する債権者らの主張に理由がないことについて

損害に関する債権者ら準備書面１１における主張が，前提を欠くものであって，その内容如何を問うまでもなく理由がないことは，上記１で述べたとおりであるが，以下，念のため，債権者ら準備書面１１の主張についても反論をしておく。

(1)　債権者らは，福島第一原子力発電所及びチェルノブイリ原子力発電所での事故による放射性物質の拡散状況等を示して，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生した場合に，あたかも同様の範囲で被害が生じるかのように主張する（債権者ら準備書面１１第２（３頁以下）及び同第３（２０頁以下））。

債務者としても福島第一原子力発電所やチェルノブイリ原子力発電所

の事故によって，大勢の人が避難を余儀なくされ，広範囲に放射性物質による汚染が広がったことは否定しないが，自然的立地条件，原子炉の型（福島第一原子力発電所は沸騰水型軽水炉，チェルノブイリ原子力発電所は黒鉛減速軽水冷却沸騰水型炉[7]），原子炉の出力（福島第一原子力発電所は１～４号機の合計で２８１．２kW，チェルノブイリ原子力発電所は事故を起こした４号機が１００万kW）等が全く異なっており，仮に本件３号炉において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生したとしても，同様の被害が生じる訳ではないから，福島第一原子力発電所やチェルノブイリ原子力発電所の事故において，広範囲にわたり放射性物質による汚染や住民の避難が必要となったとしても，それをそのまま本件３号機に当てはめることはできない。

したがって，債権者らの主張に理由はない。

(2) 債権者らは，放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生した場合の被害想定に関する報告書及び本件３号機に係る放射性物質拡散シミュレーションの結果を示し，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生した場合に債権者らに被害が生じ得るかのように主張する（債権者ら準備書面１１第４～同第６（２６頁以下））。

債権者らが債権者ら準備書面１１第４及び同第５で示す放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生した場合の被害想定に関する報告書は本件３号機に関するものではなく，かつ，相当に古いものであって，現在の社会情勢を踏まえた場合の妥当性は不明である。また，同第６で示す本件３号機に係る放射性物質拡散シミュレーションの結果は，前提条件

7 このタイプの原子炉は，低い出力では自己制御性を失うという特性があり，また，原子炉格納容器もなく，その他の安全装置も簡単に外せる構造になっていた。

の詳細が明らかではなく，債務者において検証することは困難である。特に，債権者らが示す原子力資料情報室による被害想定については，「プルサーマル炉では炉心に蓄積したＰｕ，Ａｍ，Ｃｍの量がウラン炉に比べて５－１０倍程度になり，住民の被曝に大きく影響する」と記載されている（債権者ら準備書面１１の２８頁の図）が，本件３号機と同様にプルサーマルを実施していた福島第一原子力発電所３号機は，同発電所の事故により水素爆発を起こしたものの，その際に飛散したプルトニウムは微量であり，環境中で測定されるプルトニウムは事故前と大差がないとの環境省の調査結果が示されており（乙２１０），当該想定が正しくないことは明らかである。また，プルトニウムについては，プルサーマルを実施していないウラン燃料のみの原子炉においても，ウラン核分裂の過程で生成されており，プルサーマルを実施している原子炉が殊更に危険であるかのような指摘も誤りである。このことは，原子力安全委員会の専門部会が，軽水炉に取替燃料の一部としてＭＯＸ燃料を装荷する場合の安全設計，安全評価等について検討を行い，「ＭＯＸ燃料を装荷した場合もウラン燃料炉心と基本的なプラント設計等の変更がなく，軽水炉としての特徴は変わらないことから，その安全評価についてもウラン燃料炉心と変わるところはな」いとし，「炉心内の核分裂生成物の蓄積量については，ＭＯＸ燃料装荷炉心とウラン燃料炉心で若干異なるものの，その差異は現行の安全評価手法の有する保守性の範囲内であることを確認した。」（乙２１１（６頁））との結論を示していることからも明らかである。

したがって，債権者らの主張に理由はない。

(3) 債権者らは，居住地域における地震の被害によって，避難が困難とな

る旨主張する（債権者ら準備書面１１第８（３０頁以下））。

しかしながら，福島第一原子力発電所事故を見ても，地震発生当日に放射性物質が大量に広範囲に拡散したわけでもなく，ましてや，同事故を踏まえ，重大事故等対策に加え，拡散防止策を講じている本件３号機においては，地震発生から放射性物質が大量にかつ広範囲に拡散するまでには相応の時間的余裕が生じると考えられる。そうであれば，建物の倒壊等が多数あったどしても，避難そのものが長期間にわたり困難になるとは考え難い。債権者らは土砂災害の危険なども指摘しているが，債権者らの居住地が土砂災害の想定されるような地域であるかどうかも疎明されておらず，そうした被害を前提とじて避難が困難であるということもできない。

したがって，債権者らの主張に理由はない。

(4) 以上のとおり，本件３号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事故が発生した場合に，「生命，身体，平穏な生活が侵害される恐れがある」とする債権者らの主張は，その被害についても抽象的な危険性を指摘するにとどまるものであり，債権者らの人格権が侵害される具体的危険性の存否が争われる本件申立てにおいては，理由がない。

第３　まとめ

本件３号機において適切に基準地震動を策定していること，すなわち，敷地に影響を及ぼす地震の震源について詳細な調査を実施するとともに，地震動評価に必要な各種パラメータについて不確かさを踏まえた保守的な設定をするなどして敷地ごとに震源を特定して策定する地震動を策定し，さらには，詳細な調査を実施しても，なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないとの

観点から，震源を特定せず策定する地震動を策定して，本件３号機の基準地震動を策定していることは，答弁書「債務者の主張」第３章第７の２(3)（１４８頁以下）等で繰り返し述べてきたとおりである。これに対する債権者ら準備書面８及び債権者ら準備書面１０における債権者らの主張は，上記第１で述べたとおり，本件３号機の基準地震動が過小なものとなっていることの具体的危険性を示すものではない。そして，債権者ら準備書面１１における，本件３号機で環境へ大量に放射性物質を放出する事故が発生した場合の損害に関する債権者らの主張は，上記第２で述べたとおり，前提を欠くものである。

したがって，本件３号機において，債権者らの人格権の侵害が生じる具体的危険性はなく，債権者らの上記主張はいずれも理由がない。

なお，債権者らは低線量被ばくに関する意見書（甲８７）を提出している。債務者は，同意見書が，あくまで争点とは無関係の参考資料として提出されたものであると認識しており，特段，これに対して主張の補充等を行うことはしないが，同意見書の作成者とされる哲野イサク氏は本件申立ての債権者の一人である[redacted]氏と同一人物であること（２０２０年７月１５日付け債権者らプレゼンテーション資料の表紙には，同資料の作成者である[redacted]氏の筆名が哲野イサク氏であることが示されている。）を念のため申し添えておく。

以　上